

「高田活活まつり」出店規約

（目的）

- ・この規約は、高田活活まつりにおいて実施する特設屋台の飲食ブース及びキッチンカーの出店募集等に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

（出店者の募集）

- ・出店の申込は、出店申込フォームより申しいただくか、別に定める「出店申込書」に所定の事項を記載のうえ、実行委員会に提出するものとします。期限までに申込がない場合、出店は認められません。
- ・市内の飲食店を優先させていただくとともに、募集定数に達した場合は募集を締め切らせていただく場合がございます。

（出店申込の条件）

- ・出店者は、次の条件を満たす法人又は個人とします。
- ・実行委員会の開催趣旨に賛同していただけること
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の2に該当する暴力団または同法第2条の6に該当する暴力団員でないこと
- ・出店内容が公序良俗に反するものでないこと
- ・飲食店ブースの応募が募集枠に満たなかった場合は、飲食以外のブース出店を認める場合があります。

（出店場所）

- ・各出店者のブースの位置については、実行委員会にて決定します。

（出店料）

- ・出店料は、実行委員会の定める期日までに、所定の方法で納入して下さい。
- ・出店料の入金が確認できない場合は出店を取り消しいたします。
- ・荒天等により中止の場合は、出店料を返金致します。

（金券の取扱いについて）

- ・1枚100円10枚綴りの金券を協賛企業に配布いたします。
活活まつり内全店舗対応していただきます。
それ以外の金券の使用は認めません。
- ・換金は開催当日14時～16時に本部に金券を持参して頂き
振込先などを記載して後日指定口座にお振込みさせていただきます。

（出店ブース）

- ・出店は出店ブース内で行うようにして下さい。
- ・出店ブース、付属設備を破損または汚損した場合は、出店者に補修のための実費を負担していただきます。
- ・出店ブース内は、本イベント終了時には原状に復して明け渡して下さい。
- ・火気使用の場合、消火器の持参をお願いします。
- ・テント、机1台はご用意いたします。（テントサイズ 2.7m×3.6m）
- ・中央付近に設置されているシンク台は手洗い用ですので調理器具等の洗浄は控えてください。
- ・電気設備はございませんので、原則各自発電機を用意し、動作音低減に努めて下さい。

(出店者の義務)

- ・出店者は、関係法令を遵守して販売を行って下さい。申込時の出店内容以外の販売は認めません。
- ・出店者は、自己の出店に関する来場者等の第三者からの苦情申立、損害賠償請求等については、誠意を持って対応するものとし、出店者の責任において解決して下さい。
- ・出店者は、食中毒等が発生した場合等に備え、製造物責任法に基づく損害賠償責任を担保する保険に加入し保険証書のコピーを提出して下さい。
- ・出店者は、自己の出店ブースにおける盗難や事故等に関しては、出店者の責任において対応して下さい。
- ・主催者からの指示、助言・指導等には従って下さい。
- ・商品の売り切れや天候悪化等によるまつり開催時間内での閉店は、実行委員会の許可が必要となります。
- ・資源ゴミ（段ボールなど）は各自お持ち帰り下さい。

(出店の取消)

- ・実行委員会は、出店者がこの規約に反した場合等、出店を認めることが不適切であると判断した場合は、出店を取り消すことができます。

(出店の中止)

- ・実行委員会は、食中毒の発生、来場者とのトラブル等の事由により、出店者が出店を継続することが困難と判断した場合は、出店を中止させることができます。

(免責条項)

- ・実行委員会は、売上や来場者数についての保証等は一切行いません。
- ・高田活活まつりが中止となった場合、出店料は返金いたしますが、出店にかかる経費等についての保証は一切行いません。

(規定外事項)

- ・この規約に規定のない事項および解釈について疑義のある事項については、実行委員会が決定するものとし、出店者は実行委員会の決定に従うものとします。

(いきいきうまいもんグランプリについて)

- ・本まつりにご出店いただく店舗のうち、飲食物を販売される店舗様につきましては、当日開催される『いきいきうまいもんグランプリ』へのご参加に同意いただいたものとみなします。企画の趣旨をご理解のうえ、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- ・『いきいきうまいもんグランプリ』とは、本まつりの開催に際し、飲食物を販売する店舗を対象とした、来場者による投票形式の企画です。
- ・『いきいきうまいもんグランプリ』におけるルールなどの詳細は出店決定後追って連絡いたします。